

利用証の交付基準、有効期間

No.	区分		交付基準 (障害者手帳の等級等)	有効期間
1	視覚障害		1 級～ 4 級	なし
2	平衡機能障害		1 級～ 5 級	なし
3	肢体不自由	上肢	1 級、 2 級	なし
4		下肢	1 級～ 6 級	なし
5		体幹	1 級～ 5 級	なし
6	乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能	1 級、 2 級	なし
7		移動機能	1 級～ 6 級	なし
8	心臓、じん臓若しくは呼吸器又は ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト 免疫不全ウイルスによる免疫若しく は肝臓の機能の障害		1 級～ 4 級	なし
9	知的障害		A 1、 A 2	なし
10	精神障害		1 級	なし
11	難病患者		障害者総合支援法の対象となる疾 病に罹患している者（特定医療費 （指定難病）受給者等） 特定疾患医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	なし
12	高齢者等		要介護 1 以上	なし
13	妊産婦	産前	妊娠 7 ヶ月から	妊娠 7 ヶ月から 産後 1 年 6 ヶ月 まで
14		産後	産後 1 年 6 ヶ月まで	
15	その他知事が 必要と認める者	上記区分のうちで交付基準に該当しない者のうち、 歩行が困難又は移動の際に配慮が必要な者		1 年未満で 必要な期間
		その他の障害、一時的な怪我や病気等により、 歩行が困難又は移動の際に配慮が必要な者		